

## 委員提出資料

長島委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

令和4年10月14日

第21回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会  
医療扶助に関する都道府県等の関与について  
(意見書)

公益社団法人 日本医師会

常任理事 長島 公之

資料1-2 p. 4に医療扶助に関する都道府県等の関与について、【論点】が3つ示されているが、以下のようにコメントする。

【論点1つ目】

- ・ 都道府県による市町村支援の強化として、都道府県の医学的な専門知識等を補強し、広域的な観点から管内市町村に対する必要な助言その他の援助を行うための会議体を都道府県に設置することについて、どう考えるか。

《コメント》

- ◇ 異論ない。

【論点2つ目】

- ・ 都道府県等による医療機関への関与について、専門性を有する関係者の意見も踏まえつつ、指導対象となる医療機関を選定する際に頻回受診者が多いこと等も考慮することについて、どのように考えるか。また、医療扶助の適正な運営の観点から、対象医療機関への指導結果の内容等から留意すべき点を整理し、管内医療機関に対して周知することについて、どう考えるか。

《コメント》

- ◇ 頻回受診の問題は医療機関のみに責があるわけではなく、患者自身の問題もある。生活保護はフリーアクセスではなく、受診できる医療機関が指定されている。医学的に必要な受診は抑制されるべきでないことから、単なる受診回数で指導対象を選定するべきではなく、医療の専門性を有する関係者の意見も聴いた上で、指導につなげていくことが適当である。

- ◇ 対象医療機関への指導の結果を管内医療機関に周知する場合、地域的な事情もあることを考慮すべきである。健康保険法等による指導・監査・適時調査について、地方厚生局が「主な指摘事項」をホームページに公表しているように、医療機関名や患者名が特定できないようにした上で注意喚起を行うよう検討することが適当である。

### 【論点3つ目】

- ・ 被保護者の国保等への加入は、他制度の被保険者の保険料負担や保険財政に与える影響が大きいこと等を踏まえ、まずは、被保護者健康管理支援事業の取組強化や都道府県による市町村への支援等を強化することについて、どう考えるか。

### 《コメント》

- ◇ 令和4年8月25日に開催された医療扶助に関する検討会で検討されたことが反映された論点と考えられ、異論ないが、改めて、検討会での発言と同旨の内容を以下のように指摘しておく。
  - ◆ 生活保護受給者の国保や後期高齢者医療制度への加入については、財政負担を地方自治体などに付け替えることで、国の財政責任や負担を減らそうとしているように見える。
  - ◆ 脆弱な国保財政に対しての財政的な手当を講じない限り、国保制度等の破綻を招く恐れがあるのではないかと考える。
  - ◆ また、特定健診・保健指導など、加入者の健康管理は保険者が実施することになっているが、国保に生活保護受給者が加入した場合、市町村国保において、財政面や人員面で必要な体制の確保ができるのか、疑問を感じる。